

令和6年度 第14回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和6年8月22日（木）15：30～16：35

2 開催場所 朝来市役所山東庁舎2階第2・第3研修室

3 出席した農業委員 12人

1番 米田 隆至委員	2番 大田垣 強委員	4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員	6番 高本 知宜委員	7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員	10番 佐野 伸夫委員	11番 島田 義弘委員
12番 小田 彰子委員	13番 西 好朗職務代理	14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

3番 寺前 信龍委員 9番 伊藤 孝行委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 島田 義弘委員 小田 彰子委員

推進委員 松本 彰委員

7 議事日程

日程第1 議案第65号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第66号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第67号 非農地証明申請について

日程第4 議案第68号 地籍調査事業にかかる地目変更について

日程第5 議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第70号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 今井 謙一 主幹 石橋 禎之

農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 地籍調査課職員

地籍調査事業係長 尾花 優一

11 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第14回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付させていただいております次第に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶を申し上げます。会長、よろしくお願いします。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていきたいと思えます。

それでは、石原会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、座って進めさせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第14回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、10番、佐野伸夫委員と、1番、米田隆至委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第65号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位125番から127番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位125番の航空写真を御覧ください。和田山町宮内区の写真となります。写真右側に国道9号線が下から上に和田山から養父方面の位置関係になります。宮内区の国道沿いにありますスズキアリーナ販売店手前を左折して100メートルぐらい行きますと宮内公民館があり、その先30メートルぐらい進んだところを右折します。

10メートルほど行ったところが今回の申請地となります。

田が3箇所、畑が2箇所です。譲渡人の●●さんは、既にこの区からは出ていかれており、現在は東京にお住まいで、申請地は以前より譲受人の●●さんが管理されています。このたび、譲渡人と譲受人との間で話がまとまりました。●●さんにおかれましては宮内区在住で農業をされており、営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、受付順位126番の航空写真を御覧ください。和田山町寺谷区の写真となります。写真左側に県道物部薮崎線、通称右岸道路があります。和田山中学校から養父方面に右岸道路を北上しますと、右側に寺谷区があります。右岸道路左手に日本健康倶楽部があるところの向い側の農道を山側に真っすぐ進み、神社の手前を左折したところに申請地があります。

譲渡人の●●さんは、現在は大阪府にお住まいで、申請地は以前より譲受人の●●さんが畑として管理されています。このたび、譲渡人と譲受人の間で話がまとまり3条申請となりました。営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、受付順位127番の航空写真を御覧ください。和田山町高田区の写真となります。写真下から上に国道9号線があり、下側が和田山方面、上側が養父方面となり、国道の左側が宮内区、右側が高田区となります。国道沿いにスズキアリーナ、三菱自動車販売店があり、その前の交差点を高田区方面に入り、JR山陰線の踏切を通過し、その先の三差路を右折し300メートルほど進むと右手に今回の申請地があります。

申請地の田は譲渡人の●●さんが管理されていましたが、高田区を離れられ現在は三田市に住まわれており、時々高田区まで出向いて草刈りなどの管理をされていましたが、高齢となり管理ができなくなってきたということで、譲受人の●●さんとの間で話がまとまり今回の申請となりました。●●さんにおかれましては、申請地が自宅の隣ということで、今後は畑として管理していきたいとの意向です。営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位128番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員が欠席されておりますので、事務局に求めます。

○事務局 失礼します。地元委員が欠席のため、事務局より御説明させていただきます。

受付順位 128 番の航空写真を御覧ください。申請地は地図の中ほど、林垣ひろばの右上くらいに位置しています。

譲受人は神戸市在住ですが、既に申請地の農地を借りられ、野菜等の栽培を行っておられます。令和 2 年頃に申請地の左側にある●●番地の家を購入されており、この家を拠点に作業を行っておられます。譲受人は大学の先生をされており、教え子の学生たちを連れて作業を行っておられるそうです。譲渡人の●●さんは現在、朝来市を離れ岡山県にお住まいということもあり、今回、移転の話がまとまりました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位129番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位129番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は県道金浦和田山273号線の田中工務店前の三差路から600メートルほど東河向きに行っていたいた東河川側が、申請地、和田山町柳原●●番地になります。

申請地は譲受人の●●様が、以前より譲渡人の●●様と契約され、管理、草刈りなどに従事されていたようです。以前は畑で利用されていましたが、今は、梅、イチジクなどの果樹を栽培されておられます。地元の方にも理解いただいております、営農計画書も提出されておられます。御審議をよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位130番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位130番の航空写真を御覧ください。和田山町寺谷区の航空写真となります。先ほどの受付順位126番で御説明させていただいた同じ区となります。県道物部薮崎線を養父方面に向かい左手に日本健康倶楽部があり、その前の農道を30メートルほど進んだ左手が申請地となります。

譲渡人の●●さんは御自身の年齢も高齢となったことから、お子さんである娘さんに所有権を移転することで話がまとまり、3条の有償移転の申請となっています。営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位125番から130番につきまして、地元委員、並びに事務局からの提案理由の説明

がありました。現地調査委員の松本委員のほうから補足説明がございいますか。

○松本委員 8月5日に農業委員と最適化推進委員と事務局含め、5名で現地確認に行
ってまいりました。地元委員等からの説明とおりで、特に補足することはございません。
以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから、この3条の関係につきまして御意見なり御質問ございま
せんか。

特にないようですので、受付順位125番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位126番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位127番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位128番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位129番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位130番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第66号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位131番及び132番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは受付順位131番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は県道104号線、玉置橋からJR山陰本線に向かって北に170メートルほど行っていただいた、JR播但線と挟まれるところが申請地●●番地、●●番地になります。

このたび、譲受人の●●様が共同住宅を建築するに当たり、譲渡人の●●様と合意に至りましたので農地法第5条申請がありました。申請地は住宅等が連担している区域に隣接し、必要書類も全て提出されており、事業計画及び内容から目的が果たされるものと思われます。地元同意書も添付され、問題なく許可相当と思われます。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、受付順位132番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は県道203号金浦和田山線、枚田建具屋さん前の三差路を北西に220メートル行った交差点を南へ60メートル行っていただいたJR沿いが申請地、和田山町駅北●●番地になります。

このたび、譲受人の●●様が住宅を建築するに当たり、譲渡人の●●様、●●様と合意に至りましたので、農地法第5条申請がありました。申請地は住宅等が連担している区域に隣接し、農地との隣接もないため被害発生は考えにくいと思われます。必要書類も全て提出されており、事業計画及び内容から目的が果たされるものと思われます。地元同意書も添付され、問題なく許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位133番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員が欠席のため、事務局にお願いします。

○事務局 それでは、地元委員が欠席のため、事務局より御説明します。

受付順位133番の航空写真を御覧ください。申請地は地図の中ほどにあり、集落から川を挟んで山側の農地が連なる場所にあります。

借受人の●●は地元の方が組織された地域ボランティア団体であり、普段はカフェの提供等を行われています。

最近、この地域にコウノトリがよく飛来しているようで、東河地域などのようにコウノトリが巣を作り、卵がかえるようにしたいとのこと。コウノトリの巣塔は農業用施設とはいえないため、今回の申請となりました。

すでに県民局等にも相談されており、コウノトリが営巣しやすいような場所を選ばれています。貸付人はボランティアの会の一員でもあり、今回、使用貸借を行うことで話がまとまりました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付順位134番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは、受付順位134番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は国道312号線、虎屋和田山給油所を給食センター方向に約180メートル行ったところの交差点を、北北東に90メートル行っていただいた株式会社ホクト様の駐車場横が申請地、和田山町枚田●●番地になります。

このたび、譲受人の●●様が住宅を新築するに当たり、譲渡人の●●様と合意に至りましたので、農地法第5条申請がありました。申請地は住宅等が連担している区域に隣接し、申請面積は500平方メートル未満の218平方メートルで、個人住宅で適正範囲と思われます。必要書類も全て提出されており、事業計画及び内容から目的が果たされるものと思われます。地元同意書も添付され、問題なく許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位131番から134番について、地元委員、事務局から提案理由の説明がありました。

現地調査委員の島田委員のほうから補足説明はございますか。

○島田委員 8月5日に農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局2名とで現地確認を行いました。地元委員さんの言われるとおりで、何ら問題ないと思います。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第5条関係について、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、受付順位131番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位132番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位133番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位134番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第67号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位135番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 それでは、失礼いたします。受付順位135番の航空写真を御覧ください。和田山町東谷区の写真となります。申請地は写真の中央にあり、周辺には兵庫県和田山庁舎があります。写真下側が国道9号線となり、左方向が養父方面で写真右下が新和田山トンネルとなります。一本柳交差点から新和田山トンネルを通過し、トンネルを出た先を右折し100メートルほど下った左手の住居が今回の申請地となります。

申請地は昭和55年から住居となっており40年以上が経過していますが、このたび、所有権の相続登記をしようとしたところ農地であることが分かり、非農地証明の申請に至ったとのことです。始末書も提出されており問題ないものと思われま。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位136番及び137番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求め

ます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは、受付順位136番の説明をさせていただきます。
航空写真を御覧ください。

申請地は県道273号線沿い、和田山町森林組合のJ R播但線を挟んだ向かい側に申請地、
和田山字東裏●●番地があります。

申請地ですが、父の●●様が昭和44年頃から駐車場として使用されてきました。

このたび、名義変更をされようとしたところ、申請地が畑であることが判明しました。
非農地となってから20年以上が経過しており処分対象となっておらず、始末書も提出され
ています。農振農用地ではない土地であり、これら全てに該当いたします。御審議のほど
よろしくお願いいたします。

続きまして、受付順位137番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は、5条案件の受付順位131番と隣接します。和田山の足立医院を60メートルほ
ど北に行ったところが申請地の和田山町和田山●●番地になります。

申請地ですが、登記上は田ですが、昭和36年頃より隣接する●●番地、●●番地に建
築されている家屋の占有通路として使用されてきました。

このたび、隣接所有者である●●氏より取得願いの相談があり、申請地が田であるこ
とが分かりました。非農地となってから20年以上が経過しており処分対象となっておらず、
始末書も提出されています。農振農用地ではない土地であり、これら全てに該当いたしま
す。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位135番から137番について、地元委員から提案理由の説明がありました。

現地調査委員の小田委員のほうから補足説明はございますか。

○小田委員 失礼します。8月5日、委員3名と事務局2名で現地調査に行きました。
何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地関係につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問はございませ
んか。

特にないようですので、受付順位135番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位136番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位137番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第68号、地積調査事業にかかる地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第68号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 いつもお世話になっております。地籍調査課の尾花と申します。それでは令和2年度に調査いたしました柳原区の1件について、御説明させていただきます。

和田山町柳原字前田●●番地、お手元の資料では地目が畑となっていますが、登記地目は田となります。また、登記地積についても456が誤りで39が正しい地積となります。地籍調査後の地目及び地積を記載しておりました。現況地目は宅地となります。資料に誤りがあり申し訳ございませんでした。

続いて、登記住所は和田山町柳原●●番地、登記所有者は●●様です。詳細な場所につきましては、県道金浦和田山線を東河方面に向かい、田中工務店先の信号を右折、数百メートル進み喰太郎を和田山中学校向きに右折すると、右手に当該土地があります。

説明は以上となります、御審議よろしくをお願いします。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。

ないようですので、議案第68号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第69号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、大田垣委員が議案第69号の関係者であることから退席を求めます。

それでは、議案第69号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。それでは、議案書の12ページを御覧ください。農用地利用集積計画の概要を記載させていただいております。

まず、1番の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、田んぼが17,461平方メートルで12筆、畑はゼロ、合計が12,461平方メートルで12筆、利用権の設定を受ける戸数が3戸、利用権を設定する戸数が5戸となっております。次に、設定する利用権の概要ですが、今回は使用貸借権が全てとなっております。12筆で17,461平方メートル、賃貸借権はゼロです。利用権の終期につきましては、令和9年3月31日までの分が5筆、3,433平方メートル、令和11年3月31日までが6筆、13,516平方メートル、令和15年3月31日までが1筆、512平方メートルとなっております。

次のページをめくっていただきましたら、利用権の設定を受ける者及び設定する者、土地の所在地一覧を載せております。

14ページ、15ページは、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の情報を記載しておりますので、御確認ください。以上です。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、議案第69号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第6「議案第70号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第70号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の衣川です。地域計画につきましては、今回2地区から案が提出されておりますのでよろしくお願いします。朝来の口田路区と和田山の平野区の2地区というふうになっております。

まず、資料としましては、口田路区のほうが、資料は19ページから、平野区につきましては、資料の31ページからとなっております。

口田路区につきましては、営農組合が組織されており、将来的にも営農組合を中心に営農を継続していく計画となっております。

平野区につきましては、農振農用地はないんですが、地域内で山椒栽培に取り組んでいきたいとのことで、今回、地域計画の策定に取り組まれています。なお、計画書中、31ページの1の(3)で●●による農地集約化との記載がありますが、当該団体は農地を持っていない団体ですので、この部分については修正をする予定です。同様に同じページの2の(3)についても修正する予定です。

それぞれ見ていただきまして、審議をよろしくお願いします。説明は以上となります。

○議長 それでは、まず、口田路区の計画について、御意見なり御質問ございませんか。
米田利秋委員。

○米田（利）委員 失礼します。図面の方なんですが、耕作放棄地として色塗りしてある3筆ですが、ここは保全管理されている農地ですので修正をお願いします。

○議長 担当課、お願いします。

○担当課 確認のうえ対応したいと思います。

○議長 そのほか、何かございますか。

そうしたら、特にないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りしたいと思います。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 挙手多数により、本件は適当と回答します。

続いて、平野区の計画について、御意見なり御質問はございませんか。

高本委員。

○高本委員 先々月の総会の際に、地域計画のエリアの線引きをするというふうに決め

ていただいたと思うんですが、平野区の図面を見ますと線引きがされていないので、エリアを明確にするために線引きをお願いしたいと思いますが。

○担当課 区の方と相談させていただいて線引きをさせていただきたいと思います。

○議長 高本委員。

○高本委員 それともう一点。地域計画中の1の(1)の区域の状況欄に地区の農地面積が記載されているんですが、図面に色塗りされている農地の面積と大きな開きがあるように思うんですが、これはこれで良いんですか。

○担当課 地域計画においては区において将来的にも管理していく農地を明確にして取り組んでいくこととされています。現状、区域内にある農地のうち将来的にも残していく農地を対象としていますので面積には差が生じてきますのでよろしくお願いします。

○議長 そのほか何かございませんか。

私から一つ。●●というのはどんな団体なんでしょうか。

○担当課 ●●は、元々はと畜場の関連事業を行う団体でしたが、最近では、労働者派遣事業などにも取り組んでいる団体で、事務所は養父のはさまじ峠にあります。

○議長 それでは、平野区の計画について、総合的判断として、適当か不適当かお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 挙手多数により、本件は適当と回答いたします。

これで本日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理から御挨拶をいただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後4時35分終了)